



医政発0329第48号

平成31年3月29日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

(公 印 省 略)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律の施行に伴う保健師助産師看護師法
施行規則の一部改正及び保健師助産師看護師法に基づく指定試験
機関に関する省令の制定について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備
に関する法律（平成30年法律第66号。以下「改正法」という。）については、平成
30年6月27日に公布され、これに伴い保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203
号）の一部が改正され、平成31年4月1日から施行することとされたところです。

今般、改正法の施行に伴い、保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省
令（平成31年厚生労働省令第24号）及び保健師助産師看護師法に基づく指定試験機
関に関する省令（平成31年厚生労働省令第25号。以下「指定試験機関省令」とい
う。）が平成31年3月18日に公布され、平成31年4月1日から施行することとされ
ました。

これらの改正の趣旨、内容等については下記のとおりですので、御了知の上、貴
管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その事務の運営に
遺漏なきよう、お願いいたします。

記

第一 改正の概要

改正法により改正される保健師助産師看護師法（以下「新保助看法」とい
う。）に基づき、准看護師試験の実施に関する事務を行う指定試験機関（以下
「指定試験機関」という。）について、指定の申請、役員の選任及び解任その
他必要な事項を定めるものである。

第二 保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令の内容

准看護師試験を受けようとする者は、受験願書に必要な書類を添えて、受験地の都道府県知事に提出しなければならないとされているところ、指定試験機関が受験申請書の受理に関する事務を行う場合にあっては、当該指定試験機関に提出しなければならないこと（保健師助産師看護師法施行規則第27条関係）。

第三 保健師助産師看護師法に基づく指定試験機関に関する省令の内容

- (1) 都道府県知事は、指定試験機関に准看護師試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）の全部又は一部を行わせようとするときは、指定試験機関に行わせる試験事務の範囲を定めること（指定試験機関省令第1条関係）。
- (2) 指定試験機関の指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行うこと（指定試験機関省令第2条第1項関係）。
- (3) 都道府県知事は、指定試験機関省令第2条第1項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならないこととすること（指定試験機関省令第2条第2項関係）。
 - ① 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
 - ② 上記の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- (4) 都道府県知事は、指定試験機関省令第2条第1項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならないこと（指定試験機関省令第2条第3項関係）。
 - ① 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。
 - ② 申請者が、その行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。
 - ③ 申請者が、新保助看法第27条の11により指定を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者であること。
 - ④ 申請者の役員の中に、次のいずれかに該当する者があること。
 - (ア) 新保助看法（新保助看法に基づく命令又は処分を含む。）に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - (イ) 新保助看法第27条の2第2項の命令により解任され、その解任の日から起算して2年を経過しない者

- (5) 指定試験機関の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない（指定試験機関省令第3条第1項関係）。
- ① 名称及び主たる事務所の所在地
 - ② 試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地
 - ③ 試験事務のうち、行おうとするものの範囲
 - ④ 試験事務を開始しようとする年月日
- (6) 指定試験機関省令第3条第1項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならないこと（指定試験機関省令第3条第2項関係）。
- ① 定款及び登記事項証明書
 - ② 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録（申請の日を含む事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）
 - ③ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
 - ④ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
 - ⑤ 役員の氏名及び略歴を記載した書類
 - ⑥ 現に行っている業務の概要を記載した書類
 - ⑦ 試験事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
 - ⑧ 指定試験機関省令第2条第3項第4号に該当しない旨の役員の申述書
- (7) 指定試験機関は、その名称若しくは主たる事務所の所在地又は試験事務を行う事務所の名称若しくは所在地に変更を生じたときは、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出しなければならないこと（指定試験機関省令第4条第1項関係）。
- ① 変更後の指定試験機関の名称若しくは主たる事務所の所在地又は試験事務を行う事務所の名称若しくは所在地
 - ② 変更を生じた年月日
 - ③ 変更の理由
- (8) 指定試験機関は、試験事務を行う事務所を新設し、又は廃止したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出しなければならないこと（指定試験機関省令第4条第2項関係）。
- ① 新設し、又は廃止した事務所の名称及び所在地
 - ② 新設し、又は廃止した事務所において試験事務を開始し、又は廃止した年月日
 - ③ 新設又は廃止の理由
- (9) 指定試験機関は、新保助看法第27条の2第1項の規定により認可を受けよ

うとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならないこと（指定試験機関省令第5条第1項関係）。

① 選任に係る役員の氏名及び略歴又は解任に係る役員の氏名

② 選任又は解任の理由

(10) 指定試験機関省令第5条第1項の申請書（選任に係るものに限る。）には、当該選任に係る者の同令第2条第3項第4号に該当しない旨の申述書を添えなければならないこと（指定試験機関省令第5条第2項関係）。

(11) 指定試験機関は、新保助看法第27条の3第1項前段の規定により認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添え、これを都道府県知事に提出しなければならない（指定試験機関省令第6条第1項関係）。

(12) 指定試験機関は、新保助看法第27条の3第1項後段の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならないこと（指定試験機関省令第6条第2項関係）。

① 変更しようとする事項

② 変更しようとする年月日

③ 変更の理由

(13) 指定試験機関は、新保助看法第27条の4第1項前段の規定により認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に同項の試験事務規程を添え、これを都道府県知事に提出しなければならないこと（指定試験機関省令第7条第1項関係）。

(14) 指定試験機関は、新保助看法第27条の4第1項後段の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならないこと（指定試験機関省令第7条第2項関係）。

① 変更しようとする事項

② 変更しようとする年月日

③ 変更の理由

(15) 新保助看法第27条の4第2項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとすること（指定試験機関省令第8条関係）。

① 試験事務の実施の方法に関する事項

② 受験手数料の収納の方法に関する事項

③ 新保助看法第27条の5第1項に規定する試験委員（以下「試験委員」という。）の選任及び解任に関する事項

④ 試験事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項

⑤ 試験事務に関する帳簿（以下単に「帳簿」という。）及び書類の管理に関する事項

⑥ その他試験事務の実施に関し必要な事項

- (16) 新保助看法第27条の5第2項の厚生労働省令で定める要件は、准看護師試験を行うについて必要な学識経験のある者として都道府県知事が認めるものであること（指定試験機関省令第9条関係）。
- (17) 指定試験機関は、新保助看法第27条の5第3項の規定により準用する新保助看法第27条の2第1項の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならないこと（指定試験機関省令第10条関係）。
- ① 選任に係る試験委員の氏名及び略歴又は変更に係る試験委員の氏名
 - ② 選任又は変更の理由
- (18) 指定試験機関は、准看護師試験を実施したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならないこと（指定試験機関省令第11条第1項関係）。
- ① 試験実施年月日
 - ② 試験地
 - ③ 受験申請者数
 - ④ 受験者数
- (19) 指定試験機関省令第11条第1項の報告書には、受験者の受験番号、氏名、生年月日、住所及び試験の成績を記載した受験者一覧表を添えなければならないこと（指定試験機関省令第11条第2項関係）。
- (20) 指定試験機関は、准看護師試験を実施したときは、試験実施年月日、試験地、受験者の受験番号、氏名、生年月日、住所、試験の成績及び合否の別を記載した帳簿を作成し、試験事務を廃止するまで保存しなければならない（指定試験機関省令第12条関係）。
- (21) 指定試験機関は、新保助看法第27条の10の規定により許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならないこと（指定試験機関省令第13条関係）。
- ① 休止し、又は廃止しようとする試験事務の範囲
 - ② 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあっては、その期間
 - ③ 休止又は廃止の理由
- (22) 新保助看法第27条の11第1項に規定する厚生労働省令で定める場合は、指定試験機関省令第2条第3項第2号又は第4号のいずれかに該当するに至ったときとすること（指定試験機関省令第14条第1項関係）。
- (23) 新保助看法第27条の11第2項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとすること（指定試験機関省令第14条第2項関係）。

- ① 指定試験機関省令第2条第2項各号の要件を満たさなくなったと認められるとき。
 - ② 新保助看法第27条の2第2項（新保助看法第27条の5第3項において準用する場合を含む。）、新保助看法第27条の4第3項又は新保助看法第27条の8の規定による命令に違反したとき。
 - ③ 新保助看法第27条の3、新保助看法第27条の5第1項若しくは第2項又は新保助看法第27条の10の規定に違反したとき。
 - ④ 新保助看法第27条の4第1項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行ったとき。
 - ⑤ 新保助看法第27条の12第1項の条件に違反したとき。
- (24) 指定試験機関は、新保助看法第27条の14の規定により都道府県知事が試験事務の全部若しくは一部を自ら行う場合には、次に掲げる事項を行わなければならないこと（指定試験機関省令第15条関係）。
- ① 試験事務を都道府県知事に引き継ぐこと。
 - ② 帳簿及び試験事務に関する書類を都道府県知事に引き継ぐこと。
 - ③ その他都道府県知事が必要と認める事項

第四 施行期日

平成31年4月1日